

滋賀県観光事業審議会開催のお知らせ

滋賀県附属機関設置条例に基づき、観光事業に関する重要事項について審議するため、下記のとおり滋賀県観光事業審議会を開催します。

傍聴を希望される方は、下記の手続にしたがって傍聴をすることができます。

- 日 時 令和元年10月31日（木）10：00～12：00

- 場 所 滋賀県庁北新館5階5-A会議室
(滋賀県大津市京町四丁目1番1号)

- 議 題（予定） 1. 平成30年度滋賀県「観光交流」振興指針アクションプラン対象事業の評価について
2. 今後の滋賀県の観光施策の展開について
3. その他

- 傍聴者の定員 5名
(傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順となります)

- 傍聴の手続き 傍聴を希望される方は、審議会の開始時刻までに直接会場へお越しください。受付開始は当日9時40分からで、所定の受付簿に住所と氏名を記入していただきます。

- 議事録の公開 会議開催後、速やかに議事録概要を県庁県民情報室に備え付け、あわせて県のホームページにも掲載することにより、公開する予定です。

- 問い合わせ先 滋賀県商工観光労働部観光振興局観光政策室
電話 077-528-3740
FAX 077-528-4877